

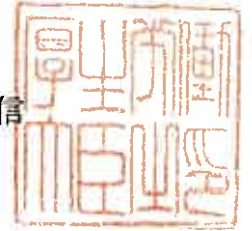
厚生労働省発基安0731第1号

令和 2 年 7 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 じん肺法施行規則の一部改正

- 一 じん肺健康診断結果証明書の様式について、医師の押印に係る「㊥」を削ることとする。
- 二 じん肺健康管理実施状況報告の様式について、産業医等の欄中「㊥」を削ることとする。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

- 一 酸化炭素中毒症健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊥」を削ることとする。

第三 労働安全衛生規則の一部改正

- 一 健康診断個人票の様式について、医師及び歯科医師の押印に係る「㊥」を削ることとする。
- 二 定期健康診断結果報告書及び心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の様式について、産業医の欄中「㊥」を削ることとする。

- 三 健康管理手帳による健康診断実施報告書の様式について、医師の押印に係る「㊥」を削ることとする。

四 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第四 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

- 一 有機溶剤等健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする。
- 二 有機溶剤等健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第五 鉛中毒予防規則の一部改正

- 一 鉛健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする。
- 二 鉛健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第六 アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

- 一 アルキル鉛健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする。
- 二 アルキル鉛健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第七 特定化学物質障害予防規則の一部改正

- 一 特定化学物質健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする事。
- 二 特定化学物質健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする事。
- 三 その他、所要の規定の整備を行う事。

第八 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

- 一 高気圧業務健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする事。
- 二 高気圧業務健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする事。
- 三 その他、所要の規定の整備を行う事。

第九 電離放射線障害防止規則の一部改正

- 一 電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする事。

- 二 電離放射線健康診断結果報告書及び緊急時電離放射線健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする事。

三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第十 石綿障害予防規則の一部改正

- 一 石綿健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする。
- 二 石綿健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第十一 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離

放射線障害防止規則の一部改正

- 一 除染等電離放射線健康診断個人票の様式について、医師の押印に係る「㊦」を削ることとする。
- 二 除染等電離放射線健康診断結果報告書の様式について、産業医の欄中「㊦」を削ることとする。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第十二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行することとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。